

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

## 総務文教委員会記録

平成 25 年 12 月 10 日 (火)  
全 員 協 議 会 室  
9 時 58 分 ~ 14 時 15 分

(委 員) 佐々本委員長、岡本副委員長

岡野委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、上野委員、江角委員

(議 長・委員外議員) 原田議長、渋谷副議長、柳楽議員、串崎議員、足立議員、牛尾昭議員、  
西村議員、平石議員、道下議員、田畑議員、西田議員、芦谷議員、布施議員

(執行部・総務文教委員会 所属管理職)

近重副市長

〔総合調整室〕 湯浅室長

〔総 務 部〕 牛尾総務部長、植田総務部次長、前木安全安心推進課長、古森人事課長、  
大前管財課長、横田広報情報課長、小田人権同和教育啓発センター所長

〔企画財政部〕 塙企画財政部長、細川企画財政部次長、斗光交流推進室長、宮崎財政課長、  
宇津税務課長、加藤徴収課長

〔金城支所〕 吉永支所長、大崎自治振興課長

〔旭 支 所〕 岩谷支所長、田村自治振興課長

〔弥栄支所〕 山根支所長、森下自治振興課長

〔三隅支所〕 石田支所長、大田自治振興課長

〔会 計 課〕 田野会計管理者

〔教育委員会〕 石本教育長、山本教育部長、岡田学校教育課長、渡邊学校教育課副参事、  
齋藤生涯学習課長、島田中央図書館長、三浦青少年サポートセンター所長、  
岡本文化振興課長

〔選挙管理委員会〕 中田局長

〔監査委員・公平委員会〕 横田局長

〔消防本部〕 加戸消防長、河上消防次長、川神総務課長、田原予防課長、梢江通信指令課長、  
藤井浜田消防署長

(事務局) 下間書記

### 【議 題】

1. 同意第 13 号 人権擁護委員候補者の推薦について **全会一致 同意**
2. 同意第 14 号 人権擁護委員候補者の推薦について **全会一致 同意**
3. 同意第 15 号 人権擁護委員候補者の推薦について **全会一致 同意**
4. 議案第 99 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (総務文教関係)
5. 議案第 101 号 浜田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について **全会一致 原案可決**
6. 議案第 114 号 浜田地区広域行政組合格約の変更について **全会一致 原案可決**

## 7. 執行部からの報告事項

- (1) 浜田税務署管内税務担当職員研修会の開催について
- (2) 平成 25 年度徴収事務研修会の開催について
- (3) 市税コールセンタープレテストの結果について
- (4) 中期財政計画及び中期財政見通しについて
- (5) 平成 25 年度浜田市市民憲章推進大会について
- (6) 人口減少問題対策会議について
- (7) 予約型乗合タクシー運行業務委託の入札結果について
- (8) 自治区制度の再検証報告書について
- (9) その他
  - ・ 島根県立大学 光延教授ゼミとの合同研修会について
  - ・ ふるさと寄附について
  - ・ 第 22 回浜田-益田間駅伝競走大会（しおかぜ駅伝）の結果について

## 8. 所管事務調査について

- (1) 浜田市立第一中学校の旧体育館付近の火災について
- (2) 市内中学校の部活動の入部状況について
- (3) 市内中学校の進学等の状況について
- (4) 島根県立浜田高等学校定時制通信制の生徒数等について
- (5) その他

## 9. その他

【議事の経過】

(開議 9 時 58 分)

岡本副委員長

それでは、ただ今より総務文教委員会を開催します。  
佐々木委員長が急きよ体調不良のため、本日欠席です。私が委員長役を務めますのでよろしくお願いします。  
出席委員は 7 名で、定足数に達していますので、ただちに委員会を開きます。本日は弥栄支所長から欠席の連絡を受けています。また企画財政部長が 11 時前に来客のため退席されるということですのでよろしくお願いします。  
委員会の様子は庁内 LAN で配信もされておりますので、必ずマイクを使用し、質問、答弁は簡潔明瞭をお願いします。  
では、審査等に入ります前に、総務文教委員会のメンバーも新しくなりましたので、以前から申し上げておりますように前回の調査会でまだあいさつをいただいていない管理職のみなさんをお願いしたいと思います。

**開会前に前回の調査会であいさつをいただいていない管理職からあいさつ**

それでは、レジュメにありますように、本委員会に付託された案件は市長提出議案が 6 件です。

本日の流れですが、初日の委員会で決めましたように、先に同意議案の 13 号から 15 号の審査、続いて、議案 99 号、101 号、114 号の審査を行います。その後、執行部報告事項、所管事務調査を行い、執行部退席の後に委員のみで採決を行う流れとします。

岡本副委員長

**「議題 1. 同意第 13 号 人権擁護委員候補者の推薦についてから議題 3. 同意第 15 号人権擁護委員候補者の推薦について」**の 3 件を一括議題とします。

執行部から補足説明がありますか。

総務部長

補足はありません。

岡本副委員長

それでは委員から質疑を受けたいと思います。質疑のある方は挙手の上、お願いします。

(「ありません」という声あり)

では、質疑を終了します。

ここで、副市長退席されます。

《副市長退席》

岡本副委員長

**「議題 4. 議案第 99 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（総務文教関係）」**を議題とします。執行部から補足説明はありませんか。

総務部次長

今回お手元に 12 月定例会から条例改正議案を効率的に審査していただく目的として各負付託委員会に資料を配布しています。

(資料の説明)

昨日の議案質疑の場で議員から指摘のありました消費税引き上げによる使用料等の改正を行わない条例について、各委員会ごとに一覧に記載しておりますので、条例名、担当課、条例改正を行わない理由を記載して一覧にしておりますので、審議の参考にしてください。

岡本副委員長  
江角委員

それでは委員から質疑のある方は挙手の上、お願いします。

本会議で質された内容がありますが、一人の議員の質問についてはこの関係で分かると思いますが、もう一つの今回対象にしなかったもので水産の関係で多少ありましたが、少し、どういったものが今回の消費税アップの除外ということで対象外となっているのか、この理由を見れば多少わかるのですが、少し、整理をしてもう一度答弁をしていただければ全体の形として少し審査しやすいと思いますのでお願いします。

総務部次長

昨日の議案質疑でもお答えしましたが、一枚紙の裏面をご覧ください。ここに書いてあることが全てではありませんが、今回使用料、利用料等で条例ベースで引き上げをしないものは、記載のとおり 20 条例あります。この中でまとめは委員会ごとにまとめをしていますが、引き上げない理由としてはいわゆる消費税を課さない非課税取引の対象が 12 条例あります。それから資産の譲渡などに該当しない不課税取引、具体的に言いますと、総務文教委員会にあります一番上の浜田市自転車等の放置防止条例、これは対価を得て取引を行うものではありませんので、不課税取引の対象になるということでこれが引き上げにならないこと的一条例です。それから利用料等が小額で端数処理を行った結果、引き上げとならないものが、総務文教委員会関係の金城資料館条例と旭歴史民族資料館条例の二条例です。これは条例の中で、金城資料館については 300 円から 30 円、旭歴史民族資料館については 210 円から 30 円で設定されています。10 円未満切り捨ての処理をされており、5 パーセントが 8 パーセントになった結果、現状と変わらない額になったということで条例改正を行わなかったということです。それから、駐車場等の施設利用の関係で業者の利便性ですとか、駐車場等の精算機のシステムにより、納付してもらっていますが、そういうことで 10 円以下の端数をつけることによって支払いが不便になるということで、利用者の利便性等を考慮して据え置いたものが四条例あります。改正を行わない理由の中に、利便性考慮のためと記載している部分です。それから、産業振興のためということで、産業建設所管の浜田市公設水産物仲買売場条例については、担当課の方からこういう理由で引き上げないと聞いています。詳細については私の方では把握していませんのでご了承ください。

江角委員

担当課の申し出によれば除外できてという今、次長の答弁ですが、少し浜田市としての基本的な考えとして、こういうものについては除外するとか、今の産業振興の 1 点のからみだけになるかもしれませんが、そういう考えはなかったのかということについてうかがいます。それから本来なら逐条で一つ一つ質問すべきことだと思いますが、消費税関連ですので、たぶん、その税率アップにからむ部分が条例改正されていると思いますが、それ以外で今回の条例改正に伴って、あわせて改正をしようとして、提案をされた条文があるのかどうか、私どもは一般的な説明ですので、条例改正に伴ってだけの

逐条の改正だと思って受け止めていますので、その点を一つ追加してうかがっておきます。

総務部次長

総務課の方では条例改正ということで取りまとめさせていただきましたが、判断はそれぞれ、担当課、担当部の方で任せている状況です。ただし、上げないというものについてはそれぞれ、部長決裁なり、市長決裁を受けていると認識していますので、それぞれの課でお答えなりということになろうと思っています。それから、2点目ですが、今回、各常任委員会ごとの一括条例の改正をトータル71条例提案させていただいていますが、他の改正にあわせての改正条例が3条例あります。当初提案した条例の中で105号、106号、107号の3条例が他の条例改正にあわせて消費税の引き上げをされている条例です。以上です。

江角委員

今回の条例改正は仕方ないと思いますが、国の法律改正でこういった逐条改正ということになったと思いますので、ただ、9月議会で一般質問がなかったわけで、今回の12月議会でこの件で質問がなかったことから、少し全体の消費税関連についてのお互いの認識が十分できていなかったのではないかと、私の認識不足もありますが、そういう感じがしています。今回は5パーセントから8パーセント、それから2年後には10パーセントということで、今回は8パーセントまでのからむ条例改正だと思います。で、今回こうして市民のみなさんに賦課がかかる部分の条例改正なわけで、私はもっと全体像があって、いわゆる消費税の関係で収入も一方ではからむ問題ですから、全体像が少しあって、市民サービスの方にも向上する部分も今後はあるということも踏まえてこの賦課も一方ではあるんだというところを少し丁寧に説明してほしいかと思うのですが、大変、条文のところでの質問でなくて申し訳ありませんが、大卒でそういうことが答弁できるのであれば答弁をお願いしていただければと思いますが。地方税の関係で今後収入が何パーセントか増えてくるかと思いますが、その今度市民サービスの面に充てる考え方などを含めてですね。今回、市民サービス賦課のところですので、全体像を理解する上でお願いします。

企画財政部長

地方消費税の関係で私の方から説明します。中期財政計画の面でもこの消費税値上げ分は計画上あげております。この後、財政課長が中期財政計画の中で詳しく説明する予定ですので前後して申し訳ありませんが、ご存知のとおり昨年から中期財政計画の中で盛り込んで、この消費税の値上げ分について説明しております。3パーセント値上げで3億数千万の税収が増えると、で、実数ですが、基準財政需要額が基準財政収入額と比較して需要額が大きいので、結果的に地方交付税が少なくなる、そのために実質的な実入りの財源は、収入という部分は8700万くらいだと。3億数千万の税収が増えても、25パーセントで計算しますので、8700万しか収入は増えないということで、そんな期待は大きくない。ただし、今回の消費税引き上げは全般に社会保障給付費が莫大に増えていると、今、108兆とか、将来的には150兆になるといわれています。そこの部分で保険料収入以外に税負担、国は26兆円の負担を社会保障費としています。地方は31兆円をしています。それを増やさないといけない。もっと増やさないといけない。そのために、この消費税部分はすべて考え方は社会保障の関係にあてていく。でも、まだ財源は全然足りません。

足りないのですが、当面は消費税部分は原則、社会保障に充てていくと。で、それによって、社会保障給付費がもっと伸びると。一番は年金なんです、50兆、51兆円あるのですが、プラス医療費が40兆といわれています。で、介護保険料とか生活保護とかあります。そういうものに充てる費用として捻出するためやむなく消費税を引き上げながら、その手立てをしていくということで、この財源を確保するわけですが、もう一つ、消費税の取り引きの中で不課税取り引きと非課税取り引きという二つに分かれています。不課税取り引きというのは、消費税の対象にならないと。消費税取り引きの対象にならないから不課税ですよ。非課税というのは、対象になるのですが非課税ということで、言葉の文言が非常にわかりにくいのですが、一緒に考えてもらえれば、今回その両方で消費税の対象としないということで個々にあげさせていただいております。これは各担当課でしっかり把握して精査して今回あげるようにということになっていますので、各委員会の中でしっかり議論させていただいて、この部分は当然そうやって不課税または非課税の中で消費税に対応、引き上げをしないという判断をしているものと考えています。

財政課長

部長が大所高所から説明しましたので、私は実務的なことを申し上げます。消費税増税に係る使用料等の改正については、財政サイド、総務サイドからそれぞれ各課に通知しておりまして、上げる、上げないという観点から言えば、まず国から通達がきています。基本は全部あげるんだと。消費税の我々が支出する方の消費税は全て転嫁しますので、消費税をあがったものとして支払いをします、それに見合ったように収入も上げるべきものは上げるというのが基本スタンスです。これは表現としては、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処しなさいと総務省、国から来ておりますので、まず当たり前前に上げる、105分の108で上げる。ただし、そのことが、先ほど部長が言いましたように不課税とか非課税とかは当然対象にしない。そこがまず第一段階です。それから第一段階としてあげるに際して端数部分が生じます。ひやこるバスとか100円単位の時にあげても何円とかいう時には料金収入とか別のコストがかかってきて、また、利便性が悪くなるということから上げないというものもあります。もう一つは本来上がるのですが、今回で言えば、水産振興をはかるために上げないという別の判断をしたもの。これがたまたまセットできて、上げないと。ですから基本は全て上げる。上げない理由を明確にしなさいとまた逆に国からそういうようにしなさいと通知がきております。これが各逐条なり、各消費税の上げる、上げないの判断の基準と考えていただいて、それに準じて今回条例提案させていただいたということになります。あとはマクロの方は先ほど部長が申しましたとおりです。

岡本副委員長

住民サービスの観点については答弁がなかったように思いますが。

財政課長

いえ、先ほど部長が申しました。

岡本副委員長

そうですか。

江角委員

最後にします。それでは全て浜田市に関係するところの消費税関連については全部洗い出して今回の提案をされていると、今後、この消費税アップの関係で追加提案があるということはないということですのでよろしいですね。

総務部次長

現在のところ把握しておりません。

総務部長 今、基本的にはそういうことなんです、一つ懸案がありまして、駐車場の関係ですが、先ほど言いましたようにコインで払う部分については、利便性の観点から8市とも同様に今回は対応しないということになっております。ただ、1点、ちょっと8市とも今後の状況懸案しながら確認していかないといけない部分がありまして、それは、定期駐車の部分です。定期駐車の部分についてこれは市場的な観点もありまして、浜田市だけの措置は難しい面がありますが、他に民間の駐車場も勘案してどうするかということも8市とも連携してその状況を判断しないといけない部分も若干あるかと思いますが、現時点では確定できないということです。従いまして、これについては市場を勘案して、このままということもありますし、時期をみて変更せざるを得ないことがあるかもしれないということだけは皆さんにご案内させていただきます。

野藤委員 2点、今度8パーセントですが、10パーセントになった時はどうなるのかということ、普通消費税、その差額分であげない部分というのは行政が負担することになるのですか。どこか、我々でしたら払うわけですが、それを行政が負担をするのかということの2点をうかがいます。

総務部次長 今度10パーセントに上がる部分については私の方から説明します。平成27年10月1日に10パーセントの予定がされていますが、これを一度の条例改正で上げる手法、いわゆる二段ロケット方式と呼ばれているらしいですが、この手法とその都度改正する手法と二つありまして、浜田市では、後段のその都度上げる手法をとっておりますが、その理由は平成27年10月に予定している引き上げは消費税法改正附則の中で経済状況等を総合的に勘案した中で最終的に決定するということになっています。ということで現時点では、実際に行われることが未確定ということもあり、そういうことも勘案して10パーセント引き上げにかかる条例はその引き上げが決定した時点で改めて行うということを考えています。

財政課長 先ほども申し上げましたが、適正に引き上げることが基本ですので、だから引き上げない場合に説明が要することになります。したがって、今回消費税がアップして使用料が本来上がるにもかかわらず、上げないという判断をした場合はその部分は逆に言えば、その部分を本来上げるべき部分を対象となる受益者、対象者に利便性を図ったということになります。したがって、そこが補てんした、支援したというように考えていただければよいです。

野藤委員 はい、ありがとうございます。

岡本副委員長 他にありませんか。ないようですので、質疑を終了します。

**「議題5. 議案第101号 浜田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について」**を議題とします。

執行部から補足説明はありますか。

総務部長 ありません。

岡本副委員長 それでは委員から質疑のある方は挙手の上、お願いします。

岡野委員 素朴な疑問ですが、この浜田市災害派遣手当というのは現在、東北に派遣されている3名についてだと思いますが、今まで派遣されている経緯といたしますか、どの程度のことをされていたのかということと、もう一つ災害派遣手当は消費税の対象となるものと、ならないものがあるのか教えてください。

災害派遣手当等、等と書いてありますので。この条例だけだとわからないので、記憶のある範囲でかまわないので、教えていただけないでしょうか。たとえば住宅の費用とかホテル、交通費とかご存じであれば教えてください。

人事課長

1 点目、現在、東北に派遣している職員ということですが、災害派遣手当そのものは、これは浜田市の条例の中では、浜田市が派遣を受けた人に対して払うものですので、実際に東北に支援に 3 人行っていますが、その人間に対しては気仙沼市の方から直接支払いをしているところです。実際の中身については、ホテルとかもろもろですが、そういったものについては、現実に向こうに派遣している職員については、気仙沼市の特例で現在、無償で住まいを提供してもらっていますので、消費税云々の対象にはならないと思っています。

岡野委員

結局、気仙沼市の中の費用でまかなっているのだから、浜田市としてはその内容はよくわからないということですね。だからホテルに泊まっているのか、県営住宅に泊まっているのか、あの、消費税云々のことは私はどうでもよくて、これが実際にどのような運営の中身なのかというのが知りたかったのですが。

人事課長

失礼しました。今、実際に 3 人が行っているところでは、3 人が被災された方が住まれている仮設住宅の空いているところに入っていて、もう 1 人はもともとあった公的施設に入っておられる状況です。

岡野委員

わかりました。

江角委員

確認ですが、今回の提案の目的、理由の説明資料に書いてあるように、大規模災害からの復興に関する法律が変わった、一部改正があったということで、書いてある復興基本計画等に即して、復興計画を作成していくと。それに関与するような職員派遣があった場合ということで理解しているのですが、それでよろしいですか。

人事課長

はい。そのとおりです。

江角委員

それでは、私も単純な質問ですが、説明資料の裏面にある期間にそって、それから、種別によって一日についての単価が金額が書いてありますが、公用の施設又はこれに準ずる施設の金額とその他の施設の金額の差、違いがありますが、この考え方の違いについてが 1 点と。もう一つはその他の施設の一日についての単価が、30 日以内、2 番目、3 番目と 60 日を越える期間で金額に変化があるわけですが、これの考え方、理由についてうかがいます。

人事課長

1 点目の金額ですが、公用の施設又はこれに準ずる施設という部分とその他の施設という区分がありますが、その他の施設というのがホテルや旅館とかそういう部分で、公用の施設というのが先ほど申しましたように災害の関係で仮設で建てた住宅や市が直接借上げたもの、例えばホテルであっても市が直接借上げて本人たちに入ってもらおうといった場合が公的、公用の施設というような区分になります。それから期間についてですが、長期的に滞在していれば、それなりに必要経費が減るといいうざっくりなことですが、そういう考え方で減っているというようなところです。

江角委員

ざっくり理解しました。60 日を超えてから以降はこの公的施設でない場合は、5140 円ということよろしいですか。

人事課長

はい、そのとおりです。

岡本副委員長 他に質疑はありませんか。ないようですので続いて、  
「議題 6. 議案第 114 号 浜田地区広域行政組合規約の変更について」を議題とします。

執行部から補足説明はありませんか。

企画財政部長 ありません。

岡本副委員長 それでは委員から質疑のある方は挙手の上、お願いします。

江角委員

広域の方でも話をされて確認されているということなので、詳細には聞きませんが、本会議で質問がありました。サービスの低下につながるのかということでしたが、広域を少し理解されていない人については、いわゆる介護の関係も波子に方に行くのかなというもとの、サービスの低下につながるのかということを受け取られた面もあったかと思うのですが、この点について違うんだということだけ、そのあたり再度明確にしておけば安心されると思いますので、よろしくをお願いします。

企画財政部次長 昨日議会の方での答弁のとおり、介護保険課については従来どおりの総合福祉センターで業務を行いますので間違いございません。

岡本副委員長 他にありませんか。ないようですので質疑を終了します。

## 7. 執行部からの報告事項

### (1) 浜田税務署管内税務担当職員研修会の開催について

税務課長

(資料により説明)

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。  
ないようですので、続いて、

### (2) 平成 25 年度徴収事務研修会の開催について

徴収課長

(資料により説明)

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

森谷委員

徴収業務については前から疑問がたくさんあり、怒りも感じているところですが、今までもこのような研修をしていらっしゃったのですか。

徴収課長

はい。研修はしておりましたけど。

森谷委員

効果はどのように出ていると認識しておられますか。

徴収課長

内容によって出てきていると思いますが、要するに異動等もあり、初任の研修とこの鈴木さんによりますレベルの高い研修ということになると、経験年数の長い職員はある程度の対応もできるけれど、経験年数の短い人間はなかなか理解するのにいっぱい、いっぱいであると思っておりますが、ある程度の効果は出ているというように思っています。

森谷委員

私は関係した担当者にまずどうしたら、滞納が始まったら何を出すのか、そしていつ、で、差し押さえ、強制執行と、こういう流れを質問したりしますが、みなさん一緒ではありません。ですからそれに従っての行動は簡単にできるはずなんですね。それはレベルの高い研修が必要ではないわけですから、レベルの高いことばかり何をやっているのかなと不思議に思いますが、その辺、足元の第一歩がおろそかになっていると思っておりますが、希望ですが、1回、2回私もその研修に参加したいのですが、いかがですか。

徴収課長

大丈夫だと思います。

森谷委員

ありがとうございます。以上です。

岡本委員 他にありませんか。ないようですので、続いて、

**(3) 市税コールセンタープレテストの結果について**

徴収課長 (資料により説明)

岡本副委員長 この件について、委員から質疑はありませんか。

野藤委員 これは電話の時間帯はどの時間帯ですか。結局、21人の滞納者に対して11人。これは連絡は全部皆さんとれたということですか。後の人数はとれなかったということですか。

徴収課長 第1回目については平日の8時30分から5時の間にやっています。第2回目については初日に平日やりましたが、夜間の担当がおりましたので、第2回目については夜間対応もしています。後、結果として連絡がとれない部分、電話しても出られない部分と私どもが把握している電話番号では連絡がつかないのもありまして、21名中の11名とか、そういう形になっています。以上です。

野藤委員 はい。ありがとうございました。

森谷委員 ここでは滞納されている税のすべてではなく、一部ピックアップされたということでしょうか。

徴収課長 そうでございます。

森谷委員 一部、ピックアップした理由は为什么呢。

徴収課長 全体で、今回、納期が8月末のものを対象にしましたので、一応それをピックアップしました。

森谷委員 たまたまタイミングがそうだったということですか。

徴収課長 はい。そうでございます。

森谷委員 これから、他の税目についてこういうことをされる予定がありますか。

徴収課長 一応、プレテストでございますので、この結果と後いろいろなことを勘案して検討していこうと思っています。

森谷委員 ぜひお願いします。

企画財政部長 森谷委員からご指摘がいろいろありまして、前段でも徴収の方の職員の研修がしっかりしていないのではということがありましたが、これはまさしくワーキンググループということで若い職員に今の徴収のあり方の制度の見直しをはかるということで、先進市に視察に行っております。周南とか山口県下、呉市とか広島県下の市に視察に行っており、こういうコールセンター方式を導入していると。で、これは職員が自ら電話をかける場合もありますし、それからこういうのを委託をしているところもあります。それによって、単なる督促状とか催告書を出すだけでなく、こういうお願すると。職員自らお願いをすることによって、納税を促す。また、滞納にならないように早期対処することを目的としています。で、この結果で先ほど電話の時間と税目もありましたが、ここでいろいろな知識もつきます。例えば国民健康保険料は所得がなくても保険料はかかってくると。被保険者ばかりですので、被扶養者というのがいません。ですから結果的に保険料というのは、子供さんを抱えて人数が増えれば7割軽減でも保険料を払わないといけないと。所得がなくても払わないといけないという保険料と市県民税みたいに前年の所得で課税されるので、今年だけで終わる可能性がある。来年所得がなければ市県民税はかからないと。そういう税目の中をしっかりとらまえて、税に対処す

ることがねらいですので、今後十分にこういう研鑽を積みながら職員の育成もですね。どうしても異動があります。だから地方税になかなか専門職員はいません。で、そのためにどうするべきかという最大限のこういうことをやりながら地道に知識を積み上げていく必要がありますので、はじめてこういう試みをしています。ご理解の程よろしくお願いします。

森谷委員

あの議会でもそうですが、耳にタコができるほど先進市、先進市、先進市に行ってもどうのこうのという言葉が出てくるのですが、浜田市が他の市から先進市って言われるように、気合を入れて、システムとか改革とかやってほしいと思うんですね。それくらいの気合で仕事に取り組んで、他の市が真似するように、真似させてくださいというように気合いをもって取り組んでください。

企画財政部長

委員ご指摘のとおりで、その前段で、説明がありましたように、確定申告における税務研修は先進市。全国でもトップクラスだと自負しています。で、実はこの後、国税庁の方が今、来訪されますが、私、今からお会いするのですが、それは全国の中で確定申告を割合で4割受けていると。中山間地域におけるサービスとしては各自治区に協力してもらって、各自治区においても2000枚近い数を受けていただいています。こういった地域はございません。少なくとも自治区制度の中で連携した確定申告をやるのは日本でトップクラスと見ています。これは先進市の中だと自負できる確定申告業務だと思っていますので、当然、そういった胸をはって行われる税務行政を行っていますので、一つ理解の程よろしくお願いします。

岡野委員

ちょっとお願い、質問とお願いですが、固定資産税についてですが、浜田市、私も仕事の関係上、いろいろ知る機会が多いのですが、浜田市の場合は不在地主が多くて電話をかける時に非常に困られると思います。で、特に名寄帳の名義人と登記簿の人間が相続登記されていなくて、一族がバラバラで支払うべき名前の人が私は知らないよということで、なかなか親戚がたらいまわしになっているかと思いますが、そのあたりの実態というか、その業務の中で知り得た中でよいのですが、コールセンタープレテストということで、何か聞かせていただければと思います。それをできるだけ、改善というか、リストなりを作って、連絡先を確保して徴収率をあげてほしいという意味で質問しました。お願いします。

税務課長

おたずねの不在地主、納税義務者が市外におられる方のケースについては、税法上は納税管理人を定めていただくことになっていまして、そのような届出の手続きをしていただいている方もいますが、そうでない方であっても県外の住所地に納税通知書や納付書を送ることによって納めていただいています。確かにおられない方多いように思われますが、固定資産税の徴収率については99パーセントに届きませんが、県内でも遜色のないレベルにあるので、そんなに大きな問題にはなっていないと思います。

森谷委員

そうそう、固定資産税についてもこれも研修というか、ベースの学習が足りないですね。例えば、建築した建物の所有者がわからないという時には、登記していないので、というように部長クラスというか、課長クラス、管理職クラスでもですね、知識がないために課税が行われていなかった例を知っています。それを下の方が人がこうこう、こうでしたよと。みなし課税とい

うことで、とりあえずだれかにかけるという大雑把に言えばこういう規定があるのですが、その辺の基礎的な学習、研修、それについても少し足りないかと思いますが、これからそういうベースの研修を心がけるようにしてほしいと思います。

岡本副委員長  
江角委員

答弁はいいですね。

今回のこのプレテストの目的、前段のところ二つだと思うのですが、先ほど部長も言われましたが、総論として成果はこの数字を見ればわかるでしょうと言われれば、そうかもしれませんが、別の方法があったかもしれませんが、よくわかりませんが、このコールによって、今後にもつながる関係ですが、総論として成果と、実質の成果と職員の育成という意味での成果を踏まえて、今後検討するということですが、実施をするという方向での検討であるか、そこに値するような成果があったのかどうかうかがいます。

企画財政部長

税に対する市民の方の、そうですね、逆に言うともうこの督促が出て、税を徴収するという立場でいくと、非常に市民からすると何でこんな督促や催告書が出るんだという方が強いと思います。その中に職員のコミュニケーションをはかると。電話でコミュニケーションがはかれることも一つ理解を深める、また理解をしていただく手立ての一つになるのではないかと。で、次にあるのは接触をするということもありますので、その前段としてこのコールセンター方式を導入することによって、市民と職員が接触して電話でやりとりをする。次に訪問してその生活実態を苦情を含めてお聞きすることによってさらにコミュニケーションを深めると。その中で納税を進めるという必要性があると感じています。ただ、納めなさい、ただ納期ですという以外に、やはり少しコミュニケーションをとることも重要であると思っていますし、それが研修の一助になるとも考えていますので、この方法が一番よいかはわかりませんが、いろんな手立て、手法を考えてやっていきたいと思っています。

岡本副委員長

他にありませんか。では質疑を終了します。続いて、

#### **(4) 中期財政計画及び中期財政見通しについて**

財政課長

(資料により説明)

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

森谷委員

これは出前講座で説明してもらったのと同じ資料ですか。

財政課長

議員に説明したのは24年度作成のものです。去年の分で、1年たっていますので、違います。

森谷委員

わかりました。出前講座をしてもらったのですが、大々的にやっている割には要求があってやったのは私だけだったということを知っています。それで、その時に私が人件費の言い方について質問してなっていないではないかということを使ったのですが、ここで人件費が職員数も減って、人件費減っていったと載っているのですが、よく聞きますと、人件費というのは正職員の給料だけで、人数もそうで、では、臨時さんはたくさんいますが、それはどうなのかということ聞いていたら物件費でした。物扱いみたいな名前ですね。物件費に入っていると。入っているなら、仕方ないかもしれませんが、出前講座で説明するときは抜き出して、ざっくりとした言い方をしたらどうかと言ったら、総務省がそのような言い方を許していないということで、なんとなく、目的と手段がアンバランスすぎるのではないかと思うんです。本当に

許していないのかということと、だれ、ここのベースのだれだれの判断で部長、課長とかの判断でできるんだったら、こんな馬鹿な出張セミナー説明を主婦相手にするかもわからない出張セミナーで、馬鹿な説明をするような何かぎくしゃくした説明、どうしてもこうでなくてはいけないというところは取り払ってどんどんできない、できないでなくて、できる、できるで、目的に向かって進んでほしいですね。

財政課長　ご指摘の部分、ある面ごもっともだと思っています。今後そのご指摘の点は何らかの対策、わかりやすい方法をとろうと思っていますが、今回は新しい前市長のものをローリングするという位置づけにしていますので、次回以降で何らかの検討をさせていただきます。

森谷委員　総務省が禁止しているなら市長が変わったくらいでは何も変わりませんよね。表示は。

財政課長　人件費、物件費という位置づけであれば変わるものではありませんが、その説明の仕方はいくらでも自由ですから、できますので、そうした観点から検討したいと思います。

森谷委員　私がその時には説明の仕方はいくらでもできるだろと言いましたがね、がんとして言うことを聞いてくれませんでした。今、ここでそんな話をしてもう仕方ないので、がんばってください。

江角委員　1 ページの策定にあたっての新市長の政策枠の関係で盛り込んでいないということで、当然だと思いますが、合併当時の呼び方が市長の政策枠だったか、7 ページの主要政策枠だったか記憶がありませんが、当時で見込まれた市長が権限をもつ枠というのがあったように思いますが、その金額が今の段階で、当時の計画からすると、どのくらいの幅で残っているのか、あるのかということを示してほしいのと、それから算定替えの関係でいわゆる 33 年度でその割合が縮減幅で 0 になっていくのですが、先ほどの説明の中で言いますと、縮減の額が緩んでくるのではないかとことですが、これは 33 年度という年度は変わらず、その間の下げ幅が変わるのか、先ほどの説明で言うと 33 年度がさがっているという考えがあるのか教えてください。

財政課長　算定替えから先に説明します。総務省からの検討ですが、5 年間で段階的に下げるというその期間は変わっていません。これは変えないと。浜田市で言えば平成 17 年に合併していますので、そこからで、あくまで 5 年間は変えない。ただし、その縮減する額をさげるという方向付けはされている。期間中の緩やかに減るということで、減る期間は平成 33 年度までというのは変わっていません。後、主要政策枠ですが、今、数値的なものがすぐに出てきませんが、合併協定で、最初に話した調整額のベースは変わっていません。変わっていませんが、途中で 2 回くらいカットしました。その財政運営上。その縮減を戻すときに自治区枠のカット分は主要政策枠に持っていつていきますので、その分は合併当初よりも市長の決められる主要政策枠が増えています。金額的には後ほど説明したいと思いますので、申し訳ありません。

江角委員　今の地方交付税の算定替えの関係ですが、年度は 33 年度ということで変わりないということで、確認できたのですが、結局のところこの実施がどういう形になって、これは支所関係にあてるような内容で言われていますが、まあ、それだけではないかもしれませんが、そうすると、その考え方、支所

に支所機能を残すというような意味合い、支援をするような意味合いでいうと、どのような考え方で幅で、どういったものにそれを縮減効果として実施されようと国の方は考えているのか、ざっくりわかれば教えておいてほしいと思います。

財政課長

おおざっぱに2点あるかと思います。合併算定替えの縮減額、削減額をより少なくする根拠ですが、浜田市のそうした研究会とかに参加して合併してこれだけの普通の合併していない団体と比べてこれだけの財政状況があるんだと。要はこれだけの財政実情があるんだと。要はコストがかかるんだという説明をしています。それは総務省が全国的な調査をして、総務省が全国レベルで見解をまとめました。それによりますと、いろいろ出ているのですが、まずマクロで申し上げますと合併算定替えで減るのは、計画上減らすことができるのは全国的に9800億と言われていています。で、これが本来減るのですが、実は合併によって、余分にかかる費用というのが個別に推計されていまして、まず支所関係で言いますと、約690億が余分にかかる、マクロで。というような試算。あと、消防であれば585億余分にかかる、公民館が290億というのが、合併団体の決算状況等により推計されています。それ以外に保育所、清掃費などもあります。これによって縮減を減らそうということになります。ただし、実際、最終的に24億7000万が5年間で減ると今、見込んでいますが、例えばこれがもう3割足すからとか、4割足すからとかいうことがあったら、その分が今の推計よりも交付税でもらえる額が増えるのですが、では、それをどう使うか、逆に言えばどうするかというのは全く別の問題でして、現状余分にかかっているわけですから、その余分にかかっている部分を減らすのをどこまで考えるのか、というように考えた方よいのではないかと思います。今、何もしなければ18億の最終的な赤字になるかと思えますので、ではその分が10億ですむのであれば、ではどの部分の改革を多少緩めるのかとか、具体的に言えば、支所機能であるとか、地域振興基金の部分であるとか、それぞれの合併団体の任意の考え方によるということです。極端に言えば市長の考え方によると。それによって、我々はそういう見直しをした部分をどういうように市政運営に生かしていこうかということになります。

江角委員

ありがとうございました。そうすると国の方の財政措置の関係は何か計画書のようなものを例えば浜田市から33年度までのものを何か出して、それで年度、年度の対応を国はしていくという対応になるのですか。その辺の仕組みがよくわからなにのですが。

財政課長

あくまでも交付税というのは用途の自由な一般財源ですから、それで助かった部分を何に使いますというのは基本的に関係ないですし、仮に出したとしてもそれがその用途が制限されることはないと思います。あくまでの自由であるのご理解いただきたいと思います。

岡本副委員長

他にありませんか。ないようですので、続いて

#### **(5) 平成25年度浜田市市民憲章推進大会について**

企画財政部次長

(資料により説明)

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

ないようですので、質疑を終了します。続いて

### (6) 人口減少問題対策会議について

(資料により説明)

この件について、委員から質疑はありませんか。

ここでせっかく構成員というところで、ほとんど全ての人の部が集まって、それなりに意義があると思いますが、アンケートというところに返ってこないから仕方ないよということで、処理されているのもあるかと思います。で、夜間保育のことでしたらアンケートも実際にされて回収もされているのですが、やはり 20 代の方からは返ってこない。で、ここで膨大なアンケートだと思いますが、これを見ましたら質問項目が 40 個もあるんです。40 個もあれば私たちでもまず、郵便受けに入っているも捨てるものから選んでいって、その捨てるものにたくさん入ってきて、アンケート結果が返ってこない可能性があると思います。私たちはアンケートが返ってこない、役所だったらそれで終わりかもしれないけど、返してくれない人は、一体何を考えているのだろうと、こういうように思うわけですよ。で、少子化のことでしたら子供がいる人に送ったらしいのですが、子供がいない人に聞くべきだと思うんですよ。その辺のアンケートのところ、知恵を出すというのは分かるのですが、今度は汗をかくというのがありますね。私は汗をかくというのは、靴の底が減ることだと思っているんですよ。そのような形でここでこぼれている方の意見が、これから 20 代という人は市を構成していく構成員になる人ですから、大切だと思います。もっと知る努力をされたらよいかと思います。ざっくりして答えにくいかもしれませんが。

企画財政部次長  
岡本副委員長  
森谷委員

企画財政部次長

はい。今委員ご指摘のいただきました 123 人いる学生に対して 106 人の回収で残りの方の意見も聞くべきではないかというご意見かと思いますが、その辺のところは個別ワーキングのところはどういう状況だったのか、今回のアンケートがどういう形で行われたかも含めまして、なるべく多くの意見を回収できるような努力をして参りたいと思います。

江角委員

この対策会議について今、森谷委員も言われましたが、いろんな形で目的のところにあることに対する調査なり分析等に生かす基礎的なものを調査されようとしていることは大変な労力もされ、また良い報告もしていただいていると思っています。まあ、改良すべきものは今言われたようなことも当然あるかと思いますが、その中で要は大きなくくりが人口減少問題対策会議なんです。後段の設置目的の企画立案というところの関係ですね。まあ、いろんな部署が、総合振興計画実施計画を作り上げていくときの基礎としてのデータ収集、分析というものについては非常に役立つかと思いますが、その部署において企画立案するということがどのくらいできるのかなと思っています。逆に言うと、議員が一般質問なんかで議員が提起した項目をここで調査をしていきますという形で、ある意味大変大きな枠の中でここで検討していくということになります。具体的な政策の企画、立案というところが非常にどうなっていくのかなと。大変前半のところは立派だと思いますが、このところの今後のあり方と言いますか、実際にこうしているとか今後こうしていきたいというようなことがあれば、もう少しその組織の役割が見え

てくるかと思しますので、よろしくお願ひします。

企画財政部次長

今、委員が言われたとおりで現在、企画立案のところまで現在のところはなっていないのが現状ですが、今の段階では25年度についてはこの3つの課題に対してどういった問題点が出るのかという問題点を整理する段階でして、それを受けて、市がどういう形で、市全体でできること、支所ごとでできること、そういった整理もしながら予算もつける部分と予算をつけなくてもできる部分といろいろあろうかと思しますので、それについては今後の問題点の状況を把握しながら一つ一つつめていきたいと。その結論、市としてこういう形でやろうと言ったところが、副市長、部長級で構成していますその会議にあたる。それ以下の個別ワーキングについては、上からいろいろな提言をもらったり、こういうことで調査しろということがあれば、個別ワーキングのところに戻って、それからまた積み上げて一番上の会議までもっていくような、流れ的にはこういうことになろうかと思しますので、くどくなりますが、今の段階では25年度は調査の段階ということでご理解をお願いします。

江角委員

よく理解できました。ありがとうございます。政治情勢なり、経済情勢が刻々と良い方向に変わればよいのですが、悪い方向に変わったり、また政治がそれに対応するために法律を変えたりと、非常に変化の大きい時代ですので、やはり調査機関をもとに、基本となるデータとしてはよいのですが、個別具体の政策を打ち出す場合は、短期間の要素が必要な場合もありますので、先ほどの方向付けでされようとしていることは理解しましたので、的確な政策立案の方もお願いしておきたいと思ひます。以上です。答弁は結構です。

財政課長

先ほど江角委員から政策枠の関係で資料がありませんでしたので、資料を配布しますので、若干説明をいたします。

《資料配布》

財政課長

枠の関係です。これ表にグラフにしていますが、建設計画というのが合併前ですね、合併前に作った計画です。見ていただくように主要5事業というものと、後、政策調整枠と自治区枠というもので合併協議を行いまして、これはおおむね10年間の投資の総体です。これが平成27年度までの総体です。これはもともとがこうした計画でした。ざっくり言いますと、主要5事業で105億、政策調整枠で40億、自治区枠で360億と、いうもので計画してしまして、ところが、財政運営が思ったより厳しいということで平成19年度に主要5事業、政策調整枠でそれぞれ15パーセントカットしまして、自治区枠がさらに30パーセントカットいたしました。これで当面乗り切った格好にしまして、それから若干財政状況が好転しましたので、平成22年度に復元しています。これはこの部分は15パーセントの自治区枠のカット分だけを復元したと。いうのが平成22年度です。で、その後、平成24年度にさらに復元させまして、新市建設計画時点まで復元させたと。これはさかのぼってです。10年間分です。さかのぼって復元させたとということで、それと同時に主要5事業と政策調整枠と一本化しまして、主要政策枠ということで出しました。最終的にみていただきますように主要政策枠が約200億。今、現在ですね。それから自治区枠が310億というように、おおむね2対3の格好になっています。主要政策枠はおおむね市長の判断がある程度入ってくることにありますので、全市的な観点から行う事業になりますので、3対2の状況になっていると見ていただきたいと思ひます。以上です。

岡本副委員長

はい。説明が終わりました。委員から質疑はありませんか。ないようです

ので、質疑を終了します。なお、報告事項 3 件、所管事務調査もありますので、ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時とします。

(休憩 11 時 58 分～13 時)

岡本副委員長

委員会を再開します。

教育長、総務部長が他公務のため少し遅れるとの連絡が入っておりますので報告しておきます。

### (7) 予約型乗合タクシー運行業務委託の入札結果について

企画財政部次長

(資料により説明)

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

小川委員

競争入札についてはここに書いてあるのでわかりますが、どうしても公共交通となると安全性の部分が勘案されるべきだと思いますが、その辺は検討されたのかうかがいます。

企画財政部次長

今回の入札は旅客運送事業者であることを加味しており、指名の条件ですので、その安全性については大丈夫だということで指名競争入札としています。

江角委員

入札方式の指名競争入札の方式を教えてください。これは何社か指名して競争して入札するというのであれば、それぞれ何社を指名されたのかということと、もう一つは各地域のタクシー会社の皆さんがその地域で顧客が非常に少ないという中でこういった乗り合いタクシーを受けることでやっと維持できていた事実も聞いています。三隅の方ではタクシー会社がなくなったといことも聞いておりますし、ある意味、そういう地域のタクシー事業者を残していく観点から、この乗り合いタクシーの指名競争入札に対しての配慮はあるのか、ないのかうかがいます。

管財課長

1 点目については管財課の方で入札執行しておりますのでお答えします。この指名競争入札によりまして、8 社指名しております。全て 5 件とも 8 社指名で、その中で案件によっては辞退があったものもあります。結果的に 3 社から 4 社で応札があったという形で入札を行っています。

企画財政部次長

もう 1 点の地域への配慮ですが、今回、地域を 5 つの地域に分けさせていただきました。それで、地域ごとに入札をすることも考えましたが、地域ごとに入札する場合は、4 社以上の旅客運送事業者がないとその地域ごとには入札できないという状況がありましたので、全市共通の事業者を全ての地区で入札に参加してもらったという状況に結果的になったということです。

江角委員

委託料適正化に向けた取り組みの 3 点等のそういう条件を含めての入札、審査だったとは思いますが、その業者が何社あるかということも基準のひとつだと思いますが、そういった先ほど言ったような配慮ということを条件に、会社は別に入ってもらって、というような方式がこれが無理な方式なのか、どうなのかわかりませんが、公平性に足りないということになるかもしれませんが、そういったことについては、全く考えられないのかどうか、範疇外の問題なのか、検討すれば可能なことなのかうかがいます。

企画財政部次長

すみません。今、説明で 1 点ほど漏らしておりました、今回、地区別で入札をするということで、積算の中で通常全市でやる場合は浜田市役所を中心として積算するのですが、今回は支所を中心としてそこから移動がいくらかということにしていますので、そういうことからすれば自治区にも配慮したものと思っておりますのであわせてご理解をお願いします。

岡本副委員長

他にありませんか。ないようですので、続いて、

### (8) 自治区制度の再検証報告書について

岡本副委員長

説明の前に私委員長の方から執行部の方に尋ねますが、本定例会において、

自治区制度等行財政改革推進特別委員会が設置されました。私の方としては、そこでの説明が妥当ではないかと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

企画財政部長 広く一人でも多くの方に、議員の方にこの自治区制度について、最新の情報をお届けしたいという気持ちもありますので、当然、特別委員会にも詳細な説明をさせていただいて、この委員会で全ての方が特別委員会に参加されているわけでもありませんので、できましたら、一定の報告をさせていただきたいと思います。

岡本副委員長 それでは、委員へお尋ねしますが、今、部長からお話がありましたが、取扱いをみなさんいかがでしょうか。

江角委員 特別委員会も設置されましたので、ここでは説明をうかがうということにとどめさせていただけばよいかと思います。

岡本副委員長 みなさんいかがでしょうか。では、そのようにして、委員からは質問はしないということにいたします。

企画財政部次長 (資料により説明)

岡本副委員長 この件については質疑はなしとします。続いて

#### (9) その他

##### ・島根県立大学 光延教授ゼミとの合同研修会について

企画財政部次長 (資料により説明)

岡本副委員長 この件について、委員から質疑はありませんか。  
ないようですので、続いて

##### ・ふるさと寄附について

企画財政部次長 (資料により説明)

岡本副委員長 この件について、委員から質疑はありませんか。

森谷委員 ふるさと寄附ができる時にいつもこういう形で、いいとこどりとは言いませんが、単調な報告なのですが、浜田市民が使った場合と浜田市民以外の方の場合と全然違うと思いますが、このところ、数のチェックはできるのですか。それと、この制度は同じパイを取り合うみたいなどころがありまして、他の市町村、例えば大田がやっているかどうかわかりませんが、大田がやっていたとしたら、大田の人が申し込むとすると、大田の税金が少なくなっちゃう。こういう話なんですよ。私はこういう制度はいかがなものかと思うんですよ。商売なんかで言うと三法よしという言葉があるんですが、あちらにも、こちらにも、私にもと。この辺のバランスをどのように考えておられますか。

企画財政部長 今回の委員のご指摘がありました。確かに他の自治体の方のその市の税額部分、市民税部分が減額されると。4パーセントですので、1万円ですと3000円くらいですかね、減額されています。あっ6パーセントですので、5000円くらいですね、そのくらいが減額されてしまう。その市の1万円でやった場合。ところが、実際には1万円がその市にとっては、入ってくる。その市にとっては、1万円というお金が入ってきて、一部減額になって、それが4000円だおうが、3000円だろうが減額になったとしても1万円が入ってくるというのは歳入の面では合理性があると。それと、もう一つ、今どこの自治体も、自治体の特徴を出すことによって、我々もこれを事業として出す、事業とい

うと大げさですが、やることによっていろんなことに気づきました。ポータルサイトの有効性ですとか。で、浜田の特産品の何をPRするかという時にこの一つの事業をふるさと寄付することによって、のどぐろの一夜干しが非常に人気があるんだなど、ポークセットもあんこう鍋もすごく人気があるという気持ちで、こういう事業展開も可能なのだと。わざわざどこかの有名百貨店に行って、これをおろして売ってもらうとか、何とかフェアで人件費や旅費をかけてやることもなく、わざわざ選択していただけると。その中で特徴がある自治体、またそういうよいものが提供できる自治体が喜ばれるというのは一つの全体的に見た時に、浜田市の特徴が特産品として売り出されるということはすばらしいことだと自負しております。もう少し売り上げが伸びて例えば1億円まで売り上げが伸びるとすると、寄付金があるとすると、売り上げ純利益が6000万あったとして、仮にあったとすれば、その中で事業展開、一定の雇用という形で人材を雇って、もっと整備をして全部特産品の新しい開発事業からそれからこのポータルサイトの手入れから。さらには次に考えているのが、地元の施設の利用券を出してはどうかと。温泉とか。そういうことによって、さらに浜田市を知ってもらって、浜田市はあんこう鍋とのどぐろだけではなくて、温泉まであるのかと。その利用券を一つのポータルサイトの中で特産品の商品として出すのも一つの手ではないかと。そういうことも考えてですね。少し事業展開も踏まえて、寄付金も受けることによって、有利性を保ちながら展開できればと思います。

森谷委員

はい。大変丁寧な説明ありがとうございました。しかし、私の質問の答えはまだわかりません。結論から答えていただきたいと思います。市内の人が寄付したのと浜田市外の人が寄付した数とかを区別して報告すべきでないか。これが1点。もう一つは他市の税金が少なくなるのでいかななものかなという点。これについては、競争でよいのではないかというニュアンスで感じましたが、これでよいですか。

企画財政部長

競争でよいというわけではなくて、競争することによって、相乗効果があるのではないかと。ですから、競争が悪いわけではなくて、競争によって、浜田市の特産品を売ることもできますし、それぞれ競わないと、何もしないとそういう特産品を出そうとか、こういうことをもっとがんばってやろうという気持ちにはなりませんので、一つよい方向での相乗効果を生むことではプラスではないかと思っています。それから例えば、他の市の税金が安くなる、軽減されるというのは確かに寄付金控除であります。それは税額控除の市民税の控除になります。で、もう一方では、例えば1万円であれば、一万という収入があります。収入は確かに1万円入ってきます。で、控除は1万円以内です。例えば、4000円くらい。市民税だと6パーセントなので4000円とかそういう金額になるので、それで損ということはないと考えます。それともう1点。最初にありましたように浜田市内の人と市外、県外の人、市内の人で分けしますと、膨大な件数がありますので、件数が少ないときには即座にそうやって選択することができるかもしれませんが、ある程度まとめてそういう件数の報告は可能と考えております。

江角委員

質問、答弁よくわかりました。私、前回聞きましたが、この寄付金を何に使うかということについては、だんだん集約しきれなくなっていくのかなと

思います。そういう意味では皆さん思いがあると思いますが、この寄付金を浜田市として何に使ったかということは、何らかの形でお返しをするということが大切だと思いますので、その辺の考えを1点うかがいます。

企画財政部次長

委員言われるとおりだと考えておまして、今、1号から7号まで事業ごとに漠然とした事業ごとに積み立てるような形になってはいますが、それをでは個々具体的にこの事業にあてるので寄付をお願いしますといったようなご案内をしていません。ですので、そういったことを積極的に、例えば、例えばですが、城山整備をするので5000万ありますと。1億ありますと。そこにぜひ寄付してくださいというような選択できるような事業メニューを考えて、その辺のところを今後PRさせて、やっていきたいと考えております。

岡野委員

今のことに関してですが、やっていないというようにお答えありましたが、浜田市のホームページでは7号までの事案で例えば図書費用については昨年実績で浜田高校に学校図書50万円、中学校各自治区等の学校図書の整備に具体的な数字が挙がっていますので、部分的には挙がっていますが、たとえば城山の事業については、プールしている形だと思います。で、私がこの前、一般質問で言ったように中央図書館の整備項目を別に設けてもらって、例えばの話ですが、具体的に例えば県外の元市民とか、親戚の方とかがこの事業に寄付をしますと、というような形の希望というか、アンケートでかまいませんので、項目を少し、細分化していただいた方が、特に高齢者の親を地元に残している方とか、そういうことについて、福祉とかそういう大項目ではなくて、少し細分化した方がわかりやすいかなと思います。以上です。

企画財政部次長

内容はもう少し、今委員が言われましたような詳細なことまで書けるのかどうかも含めて検討させていただきます。

岡本副委員長

他に質疑はありませんか。ないようですので続いて

#### ・第22回浜田-益田間駅伝競走大会（しおかぜ駅伝）の結果について

生涯学習課長

(資料により説明)

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

では、ないようですので、続いて

#### 8. 所管事務調査について

##### (1) 浜田市立第一中学校の旧体育館付近の火災について

教育部長

(資料により説明)

10月17日に出火。教員が見つけ消防に連絡。教員による消火活動を行った。原因は調査中。被害状況は生徒、教員にケガはなし。修繕費として65,065円。生徒には避難させた。鎮火後に生徒に説明し2時5分から通常授業開始。

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

ないようですが、私の方から質問があります。

警察からの報告がまだであるということですが、私はこれを実は問題視しております。まず1点、起こるべくして起こる場所ではないこと。これが外部から行われたのかどうかということ。それと、内部、要は生徒、もしくはその教員等ということになるのですが、そういうことに対して、私はやはり問題視するべきだと思っていますので、今後警察がどのような報告をされるのかわかりませんが、その報告によってはどのような対応をされるのか聞

いておきたいと思います。

教育部長

まだ火災の原因が判明しておりませんので、報告があり次第しかるべき対応をしたいと思っています。

学校教育課長

原因がはっきりした段階で、原因が外部の者であれば当然見回り等も、今、学校ではそれぞれ毎日管理職による見回りが行われていますが、こうしたことの徹底も改めて行うこともありますし、仮に内部ということであれば、生徒指導も含めてその辺、きちんとやっていく必要があると思っています。しかし、何分まだ原因がわからない状況ですので、見守りながらはっきりした段階で報告したいと思っています。

岡本副委員長

では結果を待って対応をよろしくお願いします。  
他にありませんか。ないようですので、質疑を終了します。続いて

## **(2) 市内中学校の部活動の入部状況について**

学校教育課長

(資料により説明)

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

上野委員

これは知っておいていただきたいと思いで質問ですが。旭自治区には社会復帰促進センターができて、大変小学校の子供さんも増えました。4、5年前ですが、浜田に行っても野球ができないのでおもしろくないということがあって、地域の人に昔、スポ少があったもので、ユニフォームを提供してもらったり、バットやクラブを提供してもらって、子供に野球をさせました。多いときには26名くらいおりましたが、その子供たちが今度、中学校に行ったら野球部がないということで金城中、中には瑞穂中に行きたいという声があります。一番心配したのはやはり、小学校はああして子供さんをつれてこられますが、中学校へ行くと先の進学の問題もあります子供さんを置いてこられます。それから子供さんが旭中学校のホームページを見た時に金城中学校も野球部がもしなかったら、野球部ばかりではないのですが、あそこについていけないということになればよいなという気がしました。それで、今、金城中学校も野球部がぎりぎりだと思っています。スポーツ少年団もぎりぎりです。で、今、うちの方の小学校の子供たちと金城のスポ少の子供たちと一緒に練習しているところです。で、たとえば学校の先生に負担になるので、部活を作ってくださいと言っても難しいと思うので、例えば旭中学校に保護者が動いてくれているのですが、野球部に似たものを先生に迷惑をかけない形で保護者の責任でやろうという動きがあります。そうすると、もし金城中の人が足りない時に一緒になって試合ができるようなことを探っています。できるだけ私たちとしたら子供たちの期待にそってやりたい。浜田市をすきになってほしいということで、そってやりたい気持ちでいますが、その中で少しでも先生に応援してもらおう気持ちが、これは保護者がやるんだからとかそういう気持ちがほしいなと思います。これは自分の思いを言っただけですが、そういう気持ちがあることを知っておいてほしいと思います。

学校教育課長

特に今、団体スポーツが少子化の影響もありなかなか単独校では難しいことがあります。学校の部活が難しい場合は社会体育の場を借りたり、そこが子供たちは毎日に近い練習を行うわけですが、そういうご支援がいただけるところは少し学校側と話をして、部活動に近い、社会体育の力も借りながらということは今後検討できるかと思っています。いずれにしてもいずれにしても

学校、保護者の方と話をしながらよりよい解決をしたいと思います。

岡本副委員長

他にありませんか。ないようですので、続いて、

### (3) 市内中学校の進学等の状況について

学校教育課長

(資料により説明)

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

野藤委員

非常に子供たちの自主性ということで選ぶこともありますが、県立高校の再編成の指針が出ていて、非常に今、商業高校と水産高校が該当し、県内という隠岐や矢上などががんばっていますが、行政も地域に残すということで努力をされています。浜田もその辺を危惧されている方もおられますが、どのような、子供の自主性など考えて進路を決めておられるのかうかがいます。

学校教育課長

進路については一番は子供の希望ですが、それに加えて保護者としっかり話をして家庭内で進路を決めていく。それに学校としては、いろいろなアドバイスをしていくというのが基本的な考えだと思います。ただ、今年度にはいり、これまで市内の県立高校、特別支援学校、それから中学校の校長先生方などが意見交換をする場があり、その中に教育委員会もその場に参加させていただくことにしております。このあたりの情報をさらに密にしていきたいと思っています。その上で情報の発信や保護者への情報提供なども、地元に進んでいただける手法の一つではないかというようなことも出ていましたので、地道な活動も進めていきたいと思っています。それと、学校教育課の小中学校の教育の視点から言いますと、やはり子供たちが義務教育の過程にいるときにいろんな地域に出る機会、あるいは地域の方に学校に来て講演してもらい機会などでその中で地域を好きになってもらう。そのために、場合によっては県立大学や高校生などとのつながりができる授業などもあろうかと思いますが、こうした連携を深めることで、さらに地元を好きになってもらうことも力を入れていかないといけないことかなと思っています。

野藤委員

ぜひとも中高連携というか意志疎通を行ってほしいと思います。一昨日も水高市場などもされています。新巻鮭とかいろいろ授業で作ったものを販売されています。BBの大鍋なども浜田商業高校の3年生も手伝う等、学校のPRも含めて知っていただく努力もされていますので、その辺の連携もぜひとももらいたいと思います。

岡野委員

進学先の実績の数値を見ての質問ですが、こういう学校の進路指導について浜田市は中学校ではいつの時期から初めて、何回程度行われているのかがいます。例えば水産高校の人数が減っていますが、やはり進路指導がしっかりしていないとか、水産業というのは猟師になるだけではなくて、流通や様々な製造にかかる全ての分野がかかってくると思いますが、そういうことを含めた中学生、中学最低でも中学2年生の時期からそういった進路指導の徹底というのをどの程度やられているのかというのをどの程度されているのかと思ひまして質問しました。

学校教育課長

中学2年生の段階ではよく職場体験を実施しています。学校によっては中学校の1年生くらいから企業体験も行っています。あるいは、中学3年生になってというところもあります。こうした教育課程の中で実際に子供たちの進路について話始めるのは、おそらく中学2年生の終わりか3年生になって

からだろうと思っています。ただその間まったく進路の、高校のことについて担任、あるいは進路指導の先生が触れないかということ、触れてはおられる聞いていますが、具体的な進路指導は3年生に入ってからかと思います。ただ、回数は私どもではわかりません。

岡野委員

なぜそういうことを聞くかということ、やはり進路指導というのは子供たちは分からないと思いますのでやはり浜田市の基幹産業である水産関連業については、減少率が危機的状況だということを思っていて、そういう指導、見学なりの回数、またイベントなどもさらにしてもらって、地元の高校としてしっかり役割を担っていただきたい思いから質問しました。

岡本副委員長

他に質疑がありますか。ないようですので続いて、

#### **(4) 島根県立浜田高等学校定時制通信制の生徒数等について**

総務部次長

(資料により説明)

高等学校に関係することは、総務課で担当しておりますので、私の方から説明いたします。配布資料をご覧ください。これまで、浜田高等学校には、併設して定時制課程、夜間部のみですが設置され、島根県内の通信制課程は、宍道高等学校通信制課程の1校でした。平成24年4月に、県西部の拠点校として、浜田高等学校内に通信制課程及び定時制課程昼間部が新設され、浜田高等学校を本校として、大田高等学校及び益田翔陽高等学校を協力校として、県西部全体における通信制教育の体制が整えられたところです。まず、「生徒数の状況」についてであります。通信制課程開設前におきましては、資料のとおり40人から50人程度で推移しております。開設後におきましては、平成24年度が定時制34人、通信制133人の合計167人となっており、平成25年度は定時制37人、通信制147人の合計184人となっております。なお、通信制につきましては、開設時の宍道高校通信制課程からの転籍約80人を含んでおります。

この数値は、定時制夜間部につきましては、全学年での生徒数となっておりますが、通信制と定時制昼間部につきましては、開設後2年ですので、全学年での生徒数とはなっておりません。定時制は4年制で平成27年度募集で、また、通信制昼間部は3年制のため平成26年度募集で全学年がそろふこととなります。

参考までに、平成25年度の「出身地別生徒数」を掲載しております。定時制、通信制ともに、浜田市の出身者が多い状況となっております。全生徒数に占める割合は約35%となっております。浜田市以外では、大田市、益田市、江津市の順番となっております。

次に「平成26年度入学者の見込み」についてですが学校側に確認いたしましたところ、通信制については平成25年11月28日から、定時制については平成25年12月3日から、生徒募集を始めたばかりであり、現段階では来年度入学者の見込みは把握できないとのことでした。

参考までに、資料の2項目目(2)にありますように、平成26年度の入学定員数は、定時制課程80人、通信制課程100人の合計180人とされております。以上、学校側から情報提供を頂いた資料の内容です。

岡本副委員長

この件について、委員から質疑はありませんか。

岡野委員

この数値は入学した時点での人数だと思いますが、先ほどの資料と比較し

て、定時制に1年生から入った場合と、いわゆる高校を中退してから入る場合の比率といたしますか、わかれば教えていただければと思いますが。

総務部次長

年齢別の資料はいただいておりますが、それを見ますと一般に高校在学で言う、15、16、17それから18、19までのところがほとんどで、いわゆる高校卒業する年齢のところからかなり、少ない状況になっています。数字を集計していませんが全体で言うと、1割まではいっていないような状況だと思います。

岡野委員

先ほどの資料と比較して類推するのですが、定時制うち浜田高校というところが24年6名で、23年とか数名おられて、通信制も数名おられますが、直接1年生から入学した方いわゆる後から単位を他の学校でとったりして残りの単位を通信制や定時制でとられるパターンで言いますと、おそらく大多数が中退して入っておられるということの認識でよろしいわけですね。

総務部次長

大変、申し訳ありません。そこのところは確認しておりません。数字を持ち合わせておりませんので。

学校教育課長

先ほどの数字は中学校の3年生を卒業して定時制や通信制に進んでいる子供たちですので、その差については、中学校の3年生の卒業ではない方が入っている数字であると理解していただければよろしいです。

岡野委員

はい、わかりました。なぜそのようなことを言ったかという、その質問の理由は学校教育というか、青少年サポートという事業、引きこもりや不登校の子供たちの実数把握といたしますか、結局その子供たちが高校に入ったのはよいけど、1年でやめてしまったりとか、その後、通信や定時制に入るとかの数値の把握をしているのかと思い、質問しました。

青少年サポート  
センター所長

サポートセンターは平成23年からできましたが、22年目からの取り組みとして4月当初に市内の中学校を訪問して、卒業生のことについて、高校へ行ってもいろいろ心配、あるいは見守ってほしいという生徒の情報ももらって、5月くらい、連休が終わって5月くらいになるとだいたい入学して落ち着きますので、浜田市内の3校それから江津市の3校、益田市の3校、邑南町の、だいたい全日制の10校、中学校からいただいた情報をもとに、それぞれの学校を訪問して、浜田市から入学した生徒の状況を聞いております。当然サポートセンターの事業として、高校あるいは終業していない子供の支援についてということですので、万が一そういう生徒が高校を中退することがあれば、青少年サポートセンターにつないでもらうような活動もしています。実際に中退をしてうちの方で係っているケースもありますし、通信制とか定時制に編入で就学している子供もいます。それについても引き続き学校訪問をさせていただいて、学校の状況なんかも聞きながら、サポートセンターでも支援するようにしています。

岡本副委員長

他にありませんか。ないようですので、続いて、

#### (5) その他

岡本副委員長

委員から他にありませんか。

#### 9. その他

岡本副委員長

委員、執行部からその他に何かありませんか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上で執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。委員の皆さんは、これから採決を行います。

岡本副委員長 「同意第 13 号 人権擁護委員候補者の推薦について」「同意第 14 号 人権擁護委員候補者の推薦について」「同意第 15 号 人権擁護委員候補者の推薦について」一括で採決します。

3 件について、同意すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で同意すべきものと決しました。

岡本副委員長 「議案第 99 号 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（総務文教関係）」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本副委員長 「議案第 101 号 浜田市災害派遣手当等に関する条例の一部を改正する条例について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

岡本副委員長 「議案第 114 号 浜田地区広域行政組合同規約の変更について」

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「なし」という声あり）

ご異議なしと認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会を終了します。お疲れさまでした。

（閉議 14 時 15 分）

浜田市議会委員会条例第 65 条第 1 項の規定により委員会記録を作成する。

総務文教委員会 委員長

佐々木 豊治 ㊟